6.3　国際連合は、附属書Cに掲げる額により、この了解の下で提供された自隊維持のための装備品及び役務について、政府に対し支払を行う。自隊維持のための装備品及び役務に対する支払は、当該装備品及び役務が国際連合総会で承認された所要の質に関する基準を満たさない場合又は当該装備品及び役務が削減された場合には、減額される。

6.4　要員に対する支払については、任務地域からの要員の出発の日まで軽減されない額が適用される。

6.5　主要装備品に対する支払については、政府による活動の終了の日又は任務の終了の日までは軽減されない額が、その後任務地域からの装備品の出発の日までは附属書Bに定める額の五十パーセントの額が適用される。

6.6　自隊維持のための装備品及び役務に対する支払については、政府による活動の終了の日又は任務の終了の日までは軽減されない額が、その後全ての要員が任務地域を出発するまでは残留している現に配備された要員数に基づき附属書Cに定める額の五十パーセントの額が適用される。

6.7　国際連合は、国際連合が輸送業者との間で装備品の送還のため契約を協議する場合において、当該輸送業者が到着予定日から十四日の猶予期間を超えたときは、到着予定日から実際の到着日までの間、政府に対し、国際連合総会で承認された国際連合が整備の責任を有する形態の提供に係る支払月額によって支払を行う。

一般的条件

7.1　両当事者は、政府の提供及び国際連合からの支払その他支援が、関連する附属書に定める一般的条件によって規律されることに合意する。

7の2　国際連合行動基準

7.2　政府は、国の部隊の全ての隊員が附属書Eに定める国際連合行動基準に従うことが要求されることを確保する。

7.3　政府は、国の部隊の全ての隊員が国際連合行動基準に精通し、及び同基準を十分に理解することを確保する。このため、政府は、特に、国の部隊の全ての隊員が同基準について十分かつ効果的な配備前研修を受けることを確保する。

7.4　国際連合は、任務に特有の研修教材であって、国際連合行動基準、任務に特有の規則並びに南スーダン共和国の関連の法律及び規則に関するものを国の部隊に引き続き提供する。さらに、国際連合は、配備前研修を補完するため、十分かつ効果的な就任研修及び任務期間中の研修を実施する。

7の3　規律

7.5　政府は、ＵＮＭＩＳＳに派遣されている間の国の部隊の全ての隊員の規律及び秩序について国の部隊の長又は国際平和協力本部事務局長が責任を有することを確認する。このため、政府は、国際連合行動基準、任務に特有の規則並びに二千十一年八月八日にジュバにおいて作成された南スーダンにおける国際連合のミッションに関する国際連合と南スーダン共和国政府との間の地位協定に従って南スーダン共和国の関連の法律及び規則を尊重する義務の遵守を確保するため、国の部隊の長及び国際平和協力本部事務局長が国の部隊の全ての隊員の規律及び秩序を維持するため必要な権限を有し、かつ、あらゆる合理的な措置をとることを確保することを約束する。

7.6　政府は、日本国の関連の法律及び規則に従うことを条件として、国の部隊の長及び国際平和協力本部事務局長がＵＮＭＩＳＳ司令官に対し国の部隊の隊員の規律及び秩序に関する重大な事項（国際連合行動基準若しくは任務に特有の規則の違反又は南スーダン共和国の関連の法律及び規則を尊重しないことに対してとられた懲戒措置を含む。）を定期的に通報することを確保することを約束する。

7.7　政府は、国の部隊の長が国の部隊の全ての隊員の規律及び秩序の維持のための責任を適切に遂行するための十分かつ効果的な配備前研修を受けることを確保する。

7.8　国際連合は、国の部隊の長が任務に着任する際に、国際連合行動基準、任務に特有の規則並びに南スーダン共和国の関連の法律及び規則について当該国の部隊の長に対する研修の会合を開催することにより、政府が7.3に定める要件を満たすことを支援する。

7.9　政府は、国の部隊の隊員に十分な厚生施設及び娯楽施設を提供するため、附属書Cに掲げる厚生及びインターネットへのアクセスに関する支払金を使用する。

7の4　調査

7.10　政府が国の部隊の隊員による不当行為又は重大な不当行為の容疑を調査する主要な責任を有することが了解される。

7.11　政府は、国の部隊の隊員が重大な不当行為を行ったことを示す一応十分な根拠を有する場合には、国際連合に対して遅滞なくこれを通報し、及び調査のためにその事案を政府の適当な当局に送付する。

7.12　国際連合は、国の部隊の隊員が不当行為又は重大な不当行為を行ったことを示す一応十分な根拠を有する場合には、政府に対して遅滞なくこれを通報する。国際連合は、重大な不当行為の事案について、証拠を保全する必要がある場合において、政府が事実究明の手続を行わないときは、必要に応じ、政府に対して当該事案について通報した上で、政府が独自の調査を開始するまでの間、事項の予備的な事実究明の調査を開始することができる。これに関連し、当該予備的な事実究明の調査は、国際連合の適当な調査部局（内部監査室を含む。）によりその組織の規則に従って行われることが了解される。当該予備的な事実究明の調査には、調査チームの構成員として政府の代表者が含まれる。国際連合は、政府の要請に基づき、当該予備的な事実究明の調査の完全な報告書を政府に対して遅滞なく提供する。

7.13　政府が、できる限り速やかに、国際連合による通報の後、遅くとも十執務日以内に、重大な不当行為の容疑に対する独自の調査を開始することを国際連合に通報しない場合には、政府は当該調査を実施する意思又は能力がないとみなされ、国際連合は、必要に応じ、当該重大な不当行為の容疑に対する行政的調査を遅滞なく開始することができる。国の部隊の隊員に対する国際連合による当該行政的調査については、当該隊員に対して国内法及び国際法により与えられる適正な手続に係る法的権利を尊重する。当該行政的調査については、政府が代表者を派遣する場合には、当該代表者が調査チームの構成員に含まれる。もっとも、政府が独自の調査を開始することを決定した場合には、国際連合は、政府に対しその事案に関する全ての入手可能な資料を遅滞なく提供する。国際連合は、国際連合の行政的調査が終了した場合には、政府に対し当該行政的調査の結果及び当該行政的調査の過程で得られた証拠を提供する。

7.14　政府は、日本国の関連の法律及び規則に従うことを条件として、国の部隊の隊員による重大な不当行為の容疑に対する国際連合の行政的調査において、国の部隊の長又は国際平和協力本部事務局長に対し、協力並びに資料及び情報の共有を指示することに同意する。政府は、また、日本国の関連の法律及び規則に従うことを条件として、国の部隊の長又は国際平和協力本部事務局長を通じて国の部隊の隊員に対し、当該国際連合の行政的調査への協力を指示することを約束する。

7.15　政府が独自の調査を開始し、及び事項の調査のために一人以上の調査員（以下「国家調査員」という。）を特定し、又は派遣することを決定した場合には、政府は、国際連合に対しその決定（関係する国家調査員を特定する事項を含む。）を速やかに通報する。

7.16　国際連合は、国の部隊の隊員による不当行為又は重大な不当行為の容疑の調査を実施する政府の適当な当局（国家調査員を含む。）に十分に協力し、並びに資料及び情報を共有することに同意する。